

4月3日から

夜間診療を始めます



これまで休日の昼間にご利用いただいていた「鳥羽市休日応急診療所」が、4月から「鳥羽市休日・夜間応急診療所」となり、休日の昼間と平日の木曜・金曜・土曜日の夜間に診療を受けられるようになります。

鳥羽市休日・夜間応急診療所 ☎ ☎ 1 1 1 9

休日・夜間診療所の診察時間

	受付診療時間	日曜日・祝日 年末年始	木曜日・金曜日 土曜日
休日診療	午前 9:30~12:00	○	△
	午後 1:00~4:30	○	△
夜間診療	午後 7:30~10:00	△	○
診療科目	内科・小児科		

※木曜・金曜・土曜日が、祝日・年末年始（12月30日～1月3日）・お盆（8月13日～8月15日）の場合は、夜間の診療はありません。

休日・夜間応急診療所のご利用にあたって

■体調が悪いと感じたときは、かかりつけの医療機関で、診療時間内に、早めに受診してください。

日ごろ、あなたの体の状態を一番よく知っているのは、あなたのかかりつけの医師です。まず、その医師に連絡を取り、指示に従うのが最適です。

■もし、休日や夜間にけがをしたり、急病になったときに、救急車を呼ぶほどではないが、すぐに治療を受けたいときで、比較的軽症の場合は、

休日・夜間応急診療所で診察を受けてください。

■連休のとき以外は、原則として1日分しか投薬しません。引き続き治療が必要な場合は、翌日にかかりつけの医療機関で受診してください。

重症のかたや休日・夜間応急診療所の診療時間外、ほかの診療科目の診療を受けたいかたは、救急医療情報センター

☎ 1199

医療ネットみえ

<http://www.aq.pref.mie.jp/>

へ問い合わせてください。

ご存じですか？ 特定不妊治療費助成事業

保健センター（健康福祉課健康係）
☎ ☎ 1 1 4 6

市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けられたご夫婦に対し、その費用の一部を助成します。

▼対象となるかた

次のすべての要件を満たすかたに支給されます。

- ① 特定不妊治療以外の治療法によつては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦
- ② 夫婦双方、または一方が、鳥羽市に住民票を有しているかた
- ③ 夫婦の前年所得の合計額が300万円未満であるかた（4・5月の申請については前々年の所得）
- ④ 指定医療機関で治療を受けたかた

▼給付の内容

1年度あたり10万円を限度に通算5年間助成を受けることができます。

※ただし、三重県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額を助成します。（県の助成は、前年の夫婦合計所得額が730万円未満のかたが対象で1年度あたり10万円を上限に2回まで）

▼申請方法

治療終了後60日以内に申請書類を保健センター（〒517-0022 鳥羽市大明東町2番5号）へ郵送、または持参してください。

くわしくは、健康福祉課健康係へ問い合わせてください。